

育児休業に関する行動計画

社員が仕事と子育てを両立させることができ、社員全員が働きやすい環境を作ることによって、すべての社員がその能力を十分に発揮できるようにするため、次のように行動計画を策定する。

1. 計画期間 **平成31年4月1日～令和4年3月31日までの3年間**

2. 内 容

目標1：産前産後休業や育児休業、育児休業給付、育休に関する制度の周知や情報提供を行う。

<対 策>

- 平成31年4月上旬 ～ 法に基づく諸制度の調査
- 平成31年4月中旬 ～ 制度に関する資料を作成し社員に配布

目標2：育児休業等を取得しやすい環境作りのため、社員研修を行う。

<対 策>

- 平成31年4月上旬 ～ 育児休業等の調査による現状把握
- 平成31年4月上旬 ～ 研修内容の検討
- 平成31年4月中旬 ～ 研修の実施

目標3：小学校入学前までの子を持つ社員の短時間勤務制度を導入する。

<対 策>

- 平成31年4月上旬 ～ 社員のニーズの把握、検討開始、アンケートによる調査
- 平成31年4月中旬 ～ 制度導入
- 平成31年4月中旬 ～ 社内広報誌や説明会による社員への短時間勤務制度の周知